

新居浜工業高等専門学校福利会館「尚友会館」管理運営規則

昭和 59 年 2 月 13 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）福利会館「尚友会館」（以下「会館」という。）の管理運営については、他の法令に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 会館は、学生及び職員の福利厚生を増進を図るとともに、学生の課外活動を助成し、学校生活を豊かにすることを目的とする。

(施設)

第 3 条 会館には、ミーティングルーム、和室、オーディオルーム、保健室、カウンセリング室、食堂、売店及び談話室等を設ける。

(管理及び運営)

第 4 条 会館の管理運営の責任者は、校長とする。

(使用者の範囲)

第 5 条 尚友会館を使用できる者は、本校の学生及び職員とする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第 6 条 会館の使用を希望する者は、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第 7 条 校長は、使用者がこの規則に違反した場合又は会館の運営上支障があると認められる場合は、使用の許可を取り消すことがある。

(弁償責任)

第 8 条 使用者が、故意若しくは重大な過失により、施設・設備又は備品をき損又は亡失したときは、校長の指示により、その損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。

(事務)

第 9 条 会館の管理運営に関する事務は、学生課学生係において処理する。

(補則)

第 10 条 会館の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。